

北海道・サハリン州友好・経済協力推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、北海道・サハリン州友好・経済協力推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本協議会（以下「協議会」という。）は、平成10年11月22日付け「日本国北海道とロシア連邦サハリン州との友好・経済協力に関する提携議定書」に基づき、北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携合意事項を推進するほか、両地域の交流を円滑に進めるため必要な調整を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携合意事項及び両地域の交流を円滑に推進するための構成機関相互の情報、意見等の交換
- (2) サハリン州側協議会との協議及び調整
- (3) 北海道とサハリン州との交流及び協力事業の実施促進に向けた協議・検討、連絡調整
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する別紙1に掲げる機関・団体等をもって構成する。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、協議会を構成する機関・団体等の互選により決定する。
- 3 副座長は、座長の指名するものをもってあてる。
- 4 座長は、協議会の会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 協議会の会議は、協議会を構成する機関・団体等を代表する者またはその指名する者をもって構成するものとし、座長が招集する。

- 2 会議は座長が主宰する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会に、北海道とサハリン州との友好・経済交流促進プランの策定や特定分野における課題解決の検討等のため、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。ただし、サハリンプロジェクトに関連した事業発議事項等については、ワーキンググループによらず「サハリンプロジェクト北海道協議会」に付託する。

(関係者の出席)

第8条 座長は、必要に応じ、関係者を会議に参画させることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、北海道経済部経営支援局国際経済室に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成11年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月19日から施行する。

(別紙 1)

協議会を構成する機関・団体等

(関係機関・団体)

公益財団法人札幌国際プラザ
サハリンプロジェクト北海道協議会
北海道経済連合会
社団法人北海道商工会議所連合会
社団法人北海道水産会
財団法人北海道体育協会
国立大学法人北海道大学スラブ研究センター
北海道日本ロシア協会
北海道文化団体協議会
北海道・ロシア連邦極東地域経済交流推進委員会
公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター
社団法人寒地港湾技術研究センター
北海道国際ビジネスセンター
日本ユーラシア協会北海道連合会

(行政機関)

北海道
函館市
小樽市
旭川市
釧路市
北見市
稚内市
紋別市
根室市
天塩町
猿払村